

I フリースクール等に通う児童生徒について

判断の目安	
1 学校、家庭及びフリースクール等との関係について	
①	学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
②	児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
③	フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
2 フリースクール等の実施主体、事業運営の在り方と透明性の確保について	
①	法人・個人は問わないが、フリースクール等の実施者は不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
②	フリースクール等の実施者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有していること。
③	著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
3 相談・指導の在り方について	
①	フリースクール等は、受け入れに当たっては面接等を行い、児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。(※1)
②	我が国の義務教育制度・高等学校教育制度・中等教育学校制度を前提とし、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。(※2)
4 相談・指導スタッフについて	
①	スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
②	専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
5 施設、設備について	
①	学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
②	児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(※1) 児童生徒のタイプや状況とは、情緒的混乱、情緒障害、非行及び不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のこと。

(※2) 高等学校における指導要録上の出席扱いと科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり、科目の履修の認定に当たっては、在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意すること。

Ⅱ 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について

判断の目安	
1 学校と家庭との関係について	
①	学校と家庭との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
②	訪問等による対面の指導（※1）が、定期的かつ継続的（※2）に行われるものであること。
③	家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、学校外の公的機関（教育相談室・教育支援センター及び不登校等児童生徒支援センター）やフリースクール等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくこと。
2 ICT等を活用した学習活動について（※3）	
①	民間業者が提供するICT教材を活用した学習や、通信教育を活用した学習であること。
②	パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習や教育支援センター作成のICT教材を活用した学習、不登校等児童生徒支援センターが提供する学習であること。
③	学校のプリントを活用した学習や、ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習であること。
3 学習プログラム・学習の把握について	
①	当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラム（月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画）であること。
②	ICT等を活用した学習活動の状況等について、把握することが可能であること。

（※1）対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、教育相談室相談員等が考えられる。

（※2）定期的かつ継続的とは、概ね1か月に1回以上であること。

（※3）「2 ICT等を活用した学習活動について」は、①～③のいずれかに該当していること。